

令和5年門真市教育委員会第11回定例会

開催日時 令和5年11月27日（月） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第27号 令和5年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について
- 日程第4 議案第28号 令和5年度教育費補正予算の見積り申出について
- 日程第5 議案第29号 門真市教育センター条例の一部改正の申出について
- 日程第6 議案第30号 門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について
- 日程第7 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一

事務局出席職員

副教育長	八木下 理香子
教育部長	鈴木 貴雄
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	峯松 大輔
教育部教育総務課長	高岡 華織
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	高山 拓也
教育部学校教育課参事	向井 祐樹
教育部学校教育課参事	

公表については、本日議決をいただければ、門真市のホームページに掲載したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第28号 令和5年度教育費補正予算の見積り申出について
説明者 高岡教育総務課長

歳出のご説明をいたしますので、議案書3ページをご覧ください。

(款)教育費・(項)小学校費・(目)学校管理費、407万6千円の追加及び、(項)中学校費・(目)学校管理費、541万の追加は、年度途中で認知した小中学校のアスベスト除去等により、既存の修繕料の不足が見込まれるため、修繕料の歳出予算を計上しております。

次に、(款)教育費・(項)中学校費・(目)学校管理費、1,181万7千円の追加は、原油価格高騰等に伴う光熱水費に係る歳出予算を計上しております。

次に、4ページをご覧ください。債務負担行為の追加についてであります。

学校給食調理業務委託(29)の7,678万5千円の追加につきましては、令和6年度に学校給食調理員が減となることから、新たに学校給食調理業務を委託するため、期間を令和5年度から8年度までとし、限度額を設定するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第29号 門真市教育センター条例の一部改正の申出について
説明者 植原学校教育課参事

議案書5ページからをご覧ください。

本件は、門真市立図書館の移転に伴い、門真市教育センターの設置場所を門真中町ビルに変更することにより必要となる門真市教育センター条例の一部改正を行うものです。

本改正は、設置場所を現在の市民プラザから門真中町ビルに変更するとともに、移転先では貸出し可能な施設を保有しないことから施設貸出しを廃止すること、また教育センターの事業のうち、適応指導教室が市民プラザ内に残ることから、生徒指導に関する業務担当する学校教育課指導・人権教育グループの担当に変更するための事業に関する内容の一部を変更するものです。

なお、附則としてこの条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定以外の規定は令和6年4月1日から施行するとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第30号 門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について
説明者 笹井保育幼稚園課長

議案書11ページをお願いいたします。

本件につきましては、門真市立大和田幼稚園において実施している通園バスの運行を廃止するにつき、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、通園バスの利用手続き及び利用料等に関する規定を削除するものであります。

なお、附則として、施行日を令和6年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 **第5次門真市学校適正配置審議会における諮問及び委員の委嘱について**

説明者 渡辺教育企画課長

諸報告資料1ページをご覧ください。

門真市学校適正配置審議会につきましては、令和2年2月に第4次の学校適正配置審議会より答申が出され、これを基に、現在第四中学校区義務教育学校、四宮小学校と北巢本小学校の統合、東小学校区における江端地域の校区の見直しの3点について、鋭意事業を進めております。

まず、審議会への諮問についてであります。

本市の教育を取り巻く環境変化、児童生徒数の推移、校舎を含む学校施設の老朽化等への対応は依然として早期に進める必要があります。第4次答申で提言のあった3つの内容につきまして順調に進捗していることから、その後に継続して整備対象とする学校について検討していくため、第5次学校適正配置審議会を設置することとし、令和5年11月24日（金）に、「門真市学校適正配置審議会第四次答申以降の門真市立学校のあり方について」、教育長より諮問を行ったところであります。

次に、審議会の委員についてであります。諸報告資料2ページをご覧ください。

資料にございますとおり、学識経験者4名、市民の代表11名、学校関係者3名の全18名の皆様にご就任いただきました。

また、第1回の審議会において互選にて会長には、学識経験者の横山 俊祐委員が、副会長には、同じく学識経験者の西 孝一郎委員がそれぞれご就任されました。

なお、委員の委嘱及び任命期間は、第1回の会議開催の日から答申を終了するまでとしております。

番号2 門真市立学校教職員人事基本方針及び令和6年度門真市立教職員人事取扱要領について

説明者 向井学校教育課参事

先日、大阪府教育委員会より大阪府公立学校教職員人事基本方針、令和6年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領の送付がありましたが、大阪府公立学校教職員人事基本方針については、変更はありませんでした。また、令和6年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領については、年度の変更に加え、異動対象者について変更がありました。

具体的には、新規採用者以外の教員について、府の人事取扱要領ではこれまでは7年以上勤務する者が異動対象であったものが、1年短縮され、6年以上勤務する者から対象となるように変更されております。そのことを受けまして、来年度に向けた門真市立学校教職員人事基本方針、門真市立学校教職員人事取扱要領についてご説明申し上げます。

諸報告資料3ページからでございます。門真市立学校教職員人事基本方針につきましては、変更はございません。

次に4ページ、令和6年度門真市立教職員人事取扱要領につきましては、年度のみを変更しております。府に準じた異動対象者の勤務年数の短縮につきましては、本市の人事取扱要領では従前から6年以上勤務する者を異動対象としておりますので、今年度の変更はございません。

—すべての報告が終了—

久木元教育長 閉会宣言 午後2時15分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 久木元 秀平

署名委員 満永 誠一